

書かない窓口支援システム導入事業 公募型プロポーザル方式実施要領

1 事業の趣旨・目的

住民が窓口手続において負担として感じやすい「必要な手続が分からない」「手続ごとに同じ情報を何度も書く」「庁舎内の関係所属を回る」「手続漏れにより再来庁になる」といった課題を解消するため、特に出生、死亡、転出時などのライフイベントにおいて、「書かない」「迷わない」「一度で終わる」ワンストップ手続支援サービスを実装することを目的として導入する、窓口 DXSaaS の導入事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

書かない窓口支援システム導入事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

別紙「書かない窓口支援システム導入事業仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 運用開始時期

令和9年2月1日(月)

(5) 提案限度額

40,002,600 円(消費税及び地方消費税を含む。)

※提案限度額を超えた提案は受け付けない。

※提案限度額は本事業の仕様書の記載内容を実現するために必要な全ての経費とする。

※システム導入初年度の運用保守費用も提案額に含むものとする。

※窓口支援システムから標準準拠システムへの後方連携に RPA を用いないデータ連携（API 連携、ファイル連携等）を行う場合は、RPA に関する費用は不要とする。

3 プロポーザル実施に当たっての基本的事項

(1) プロポーザルの実施に当たっては、特定会議を設置し、審査を行う。

(2) プロポーザルの審査は、2段階とする。

ア 第1次審査では、参加表明書類を提出した者の中から書類審査により2者程度を選定する。

イ 第2次審査では、第1次審査で選定された者からのプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、最良の提案をした者(以下「最優秀事業者」という。)を

選定する。

4 特定会議の構成等

特定会議の構成等は、別に定める書かない窓口支援システム導入事業公募型プロポーザル方式特定会議設置要領による。

5 参加資格

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。町内事業者又は愛南町内に受任営業所等を有するなど愛南町の納税義務を有する事業者については、法人税並びに消費税及び地方消費税、愛南町税を完納していること。
- (4) 愛南町建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成 19 年愛南町告示第 29 号)による入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (5) 愛南町暴力団排除条例(平成 23 年愛南町条例第 13 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でない者又はそれらに関与していない者であること。
- (6) デジタル庁が公募した「ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口 DXSaaS 提供 ー令和 8 年度募集ー」の採択を受けた事業者であること。
- (7) 窓口 DXSaaS を令和 7 年度末時点で人口 2 万人以上の地方自治体にて導入した実績があること。

※ 導入実績は、自治体窓口 DXSaaS のシステム構築が完了し、既に稼働開始している案件のみとする。本実施要領の公募開始日時時点でシステム構築中の受託案件は実績として認めない。

- (8) トラブル時の迅速な対応を考慮し、四国内に営業拠点（支社もしくは支店）があること。

6 担当所属・書類提出先

〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地
愛南町役場企画財政課 DX 推進室
電話：0895-72-7317 FAX：0895-72-1227
e-mail：dx-suishin@town.ainan.ehime.jp

7 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

区分	内容	実施期間又は期日
一次審査	実施要領等の公告・募集開始	令和8年7月2日(木)
	質問書の提出期限	令和8年7月8日(水)まで
	質問書に対する回答	令和8年7月13日(月)
	参加表明書等の提出	令和8年7月17日(金)まで
	審査結果の通知	令和8年7月22日(水)

区分	内容	実施期間又は期日
二次審査	企画提案書等の提出依頼	令和8年7月22日(水)
	企画提案書の提出	令和8年8月3日(月)まで
	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年8月6日(木)
	特定結果の通知及び公表	令和8年8月13日(木)

※日程は、現時点での予定であり、今後変更する可能性がある。

8 質問及び回答

本事業に関する質問については、質問書(様式7)を次のとおり提出すること。

なお、質問に対する回答は、令和8年7月13日(月)にホームページ上にて行う。
ただし、質問の内容によって本企画提案による業者選定に公平性を保てないと判断する場合は、回答しないことがある。

また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(1) 提出期限

令和8年7月8日(水) 午後5時15分まで

※質問の内容を確認するため、町から問い合わせることがある。

(2) 提出方法

前記6に記載する e-mail 宛てに電子メールにより提出すること。

(3) 留意事項

- ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
- ・質問者の名称等については公表しない。

9 提出書類の様式

- (1) 参加表明書(様式1)
- (2) 会社概要(様式2)
- (3) 業務実績(様式3)
- (4) 企画提案書(表紙)(様式4)
- (5) 提案価格書(様式5)
- (6) 機能要件一覧表(様式6)
- (7) 質問書(様式7)

10 参加手続等

本プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、参加表明書類を次の要領により提出すること。

なお、期限までに参加表明書類を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

提出書類	様式等	提出部数等
参加表明書類	参加表明書(様式1)	原本1部 (クリップ止め) 写し1部 (ホッチキス止め)
	会社概要(様式2)	
	業務実績(様式3)	
	法人登記簿謄本又は住民票	
	滞納がないことの証明書	

(2) 参加表明書類に関する留意事項

ア 様式は、A4 規格とする(A3 規格の折り込み可)。

イ 文字サイズは、10pt 以上とすること。

ウ 各種様式の記載は、次のとおりとすること。

参加表明書	・参加希望者の必要事項を記載し、押印すること。
会社概要	・会社名、所在地等必要事項を記載すること。 ・企業概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等の資料があれば提出すること。
業務実績	・窓口支援システム(窓口 DXSaaS)導入の業務受託実績を記載すること。 ・業務実績は元請として履行したものを対象とすること。 ・記載した業務実績の全てについて、業務の履行が確認できる資料を提出すること。
法人登記簿謄本又は住民票	・提出日前3か月以内に発行された法人登記簿謄本又は住民票を提出すること。
滞納がないことの証明書	[国税] 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の3 [町税] 税の滞納がない証明書(町内業者又は愛南町内に受任営業所等を有するなど愛南町の納税義務を有する事業者にあたる場合) (いずれも提出日前3か月以内に作成されたもので写しも可とする)

(3) 提出場所

前記 6 に記載した場所

(4) 提出方法

持参又は郵送(期限当日必着)

(5) 提出期限

令和 8 年 7 月 17 日(金) 午後 5 時 15 分まで

(6) 参加資格審査及び通知

全ての参加希望者に対して参加資格確認の結果通知を令和 8 年 7 月 22 日(水)に発送する。

(7) その他

参加表明書等の提出に関し、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加表明書等に虚偽の記載があったとき。

イ 本実施要領に示した参加表明書等の作成及び提出に関する条件に違反したとき。

ウ 参加表明書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

11 企画提案

企画提案については、企画提案書を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式 4)

様式 4 を表紙とし、原本 1 部(クリップ留め)及び PDF または PowerPoint データを格納した CD 媒体を提出すること。

イ 提案価格書(様式 5)

1 部提出すること。

ウ 機能要件一覧表(様式 6)

(2) 企画提案書の記載に関する留意事項

ア 様式は A4 規格とし、表紙及び目次を除いて 30 ページ以内とすること。

イ 文字サイズは、10pt 以上とすること。

ウ 図、絵、写真等の使用は可とする。

エ 企画提案書には、参加者を特定できる名称を表示しないこと。

(3) 提案価格書に関する留意事項

ア 提案価格書については、事業仕様書及び企画提案書に記載された全ての事業の見積金額(税込)及び算定内訳を記載すること。

イ 算定内訳には、算出根拠を記した資料(任意書式)も合わせて添付すること。

(4) 提出場所

前記 6 に記載した場所

(5) 提出方法

持参又は郵送(期限当日必着)

(6) 提出期限

令和8年8月3日(月) 午後5時15分まで

12 プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書提出後、参加者からの企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、採点を行わない。

(1) 日時

令和8年8月6日(木)(※詳細な時間等は、別途通知する。)

(2) 時間構成

1者40分以内を予定(プレゼンテーション30分以内、ヒアリング10分以内)

(3) 留意事項

- ア 画像の投映については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り、その使用を認める。その際、プロジェクター及びスクリーン又はモニター、HDMI ケーブル(両端オス)は町が用意するが、パソコン、その他ケーブル類等必要な機材は参加者において用意すること。
- イ 画像の投影を行う際は、参加者を特定できる名称を表示してはならない。
- ウ 参加者については、人数の上限を3名とする(パソコン操作員を含む。)
- エ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で行う。

13 企画提案審査・結果通知

- (1) 審査に当たっては、庁内に設置する書かない窓口支援システム導入事業公募型プロポーザル方式特定会議において企画提案書を提出した者の中から評価の合計点が最上位である者を1者特定し、最優秀事業者とする。なお、最上位である者が2者以上あるときは、当該特定会議において協議の上、1者を特定するものとする。

- (2) 審査の結果は、全ての参加者に対して書面により通知する。また、結果通知日の翌営業日に次の事項について愛南町ホームページにより公表するとともに、企画財政課 DX 推進室において閲覧に供するものとする。

ア 最優秀事業者の名称、総合点及び選定理由

イ 参加者の名称及び総合点

※参加者の名称は五十音順により、総合点は点数順によりそれぞれ表記する。

※参加者が2者の場合は、次点者の得点は公表しない。

- (3) 企画提案における評価項目、評価基準及び評価割合は、以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	評価割合
業務信頼性	同種業務の実績等から参加希望者は本業務の実施遂行能力があるか	10点
取組意欲	業務の趣旨を理解し、積極的に取り組む姿勢	10点

	があるか	
機能要件	本町が定める機能要件一覧への対応状況	15 点
企画提案内容	・住民の利便性を向上させる機能について ・基幹系システムとのデータ連携について ・システムの運用性及び操作性について ・導入スケジュールについて ・運用保守に係る経費の見込み及び体制について ・セキュリティ対策について	55 点
提案価格	十分な業務実施体制を確立した上での価格となっているか	10 点

14 業務内容の事前打合せ及び契約

必要に応じて、町は最優秀事業者と業務内容について協議し、契約を締結するための仕様書等の調整を行い、その仕様書等に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最優秀事業者が契約の締結を拒否した場合、前記 13 の企画提案審査における次順位の事業者を最優秀事業者とみなす。

15 その他留意事項

- (1) 一の提案者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 企画提案書の作成及びヒアリング参加に要した費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書、見積書等は、返却しないものとする。
- (4) 本企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、町がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (7) 本プロポーザルへの提案者は、本実施要領等の内容について、錯誤等を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
- (8) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的として実施するものであり、提案内容を契約内容として確約するものではない。
- (9) 審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。
- (10) 提案者が 1 者の場合であっても、本プロポーザルは、成立するものとする。
- (11) 書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本標準時、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- (12) 本実施要領に規定されていない事項で必要があるときは、愛南町役場企画財

政 DX 推進室が、その対応を決定する。